平成２１年（フ）第１６５８号
広島県廿日市市宮島口２丁目２番39―203号
債務者　磯谷　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４７号
広島市東区上大須賀町14番16―403号
債務者　正木　昭夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４８号
広島市東区上大須賀町14番16―403号
債務者　正木　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６１号
広島県安芸郡府中町宮の町４丁目11番18号
債務者　有田　修治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６８号
広島県東広島市西条町御薗宇3937番地２下森貸家
債務者　加藤　敏夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７７号
広島市西区南観音２丁目７番３号
債務者　前田市之介
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９７号
広島市中区江波二本松１丁目10番15号
債務者　玉木　雄二
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３７号
広島市安佐北区可部南２丁目７番３―102号
債務者　葛西　竜吾
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９１号
広島市安佐南区祇園７丁目17番13号　２号
債務者　大板　由枝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６５号
愛媛県松山市高岡町507番地　リビングタウン高岡Ｂ棟102号、住民票上の住所愛媛県松山市堀江町甲316番地５
債務者　刀根　圭介
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１５号
愛媛県松山市空港通１丁目10番12号　サウンドピア松山307号
債務者　明田　　勲
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
福岡県直方市大字頓野2231番地３、前住所福岡県中間市松ケ岡３番12―303号
債務者　山本　昌彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３７号
福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　岩崎　優香
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３９号
福岡県直方市大字感田1465番地１
債務者　福本　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４６９号
宮崎市江平東２丁目４番59号　外山コーポ105号
債務者　甲斐サヨ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７３号
宮崎市永楽町102番地１　外山ハイツ306号
債務者　河野　満則
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２号
宮崎県日南市木山２丁目１番３号
債務者　中川　清春
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
宮崎県日南市大字殿所891番地
債務者　水元加枝子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係